

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 2 年 12 月 25 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ミドリ大津店 大津市大將軍一丁目 28 番 1 号

### 2 意見の概要

#### (1) 大津市からの意見

ア 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容を説明し、当該自治会等からの要望があれば、適切な対応をお願いしたい。協議、相談等の結果を自治協働課に報告願いたい。

イ 青少年の健全育成の見地から具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力をされたい。

ウ 別館 2 の閉店に伴い、屋外広告物を除却もしくは変更する場合は、大津市屋外広告物条例（平成 20 年大津市条例第 53 号）の規定に基づき、手続を行うこと。

エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく特定建設資材を扱う造成工事で、その請負額が 500 万円（消費税込）以上の場合は、工事で手 7 日前までに同法上の届出が必要なので留意すること。

オ 建築物については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、大津市建築基準条例（平成 12 年大津市条例第 11 号）および関係法令等に適合させること。

カ 閉店部分の土地利用について、一体的な事業とみなす開発面積の規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上となり、区画形質の変更が伴う場合は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に基づく開発許可が必要となる場合があるので、留意すること。

キ 店舗および駐車場の排水を普通河川に放流する場合、路政課と協議すること。

ク 当該店舗届出地の出入口に面する道路は、瀬田北小学校、瀬田北中学校の通学路であることから、児童、生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校へ事前説明を願いたい。

ケ 危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。また、危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議すること。

#### (2) 草津市からの意見

ア 駐車場出入口が 1 か所になることに伴い、周辺道路において交通渋滞が発生することが予想される。については、円滑に駐車場へ出入りできるよう交通誘導を行うなど配慮し、スムーズな交通流動の確保に努められたい。また、工事用車両の通行に際しては、近隣道路の交通等に十分配慮願いたい。

イ 心地よさの感じられる景観の維持および創出を図るため、建物の意匠、形態、色彩および敷地の緑化措置等について、周囲の景観に配慮されたい。

ウ 草津市屋外広告物条例（平成 24 年草津市条例第 16 号）に基づく許可の内容から、変更等が生じる場合は、変更許可申請の手続を行うこと。

エ 草津市内に当該施設への案内看板等を設置する場合は、草津市屋外広告物条例に基づく手続を行うこと。

### 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13 番 30 号

#### (2) 縦覧期間 令和 2 年 12 月 25 日から令和 3 年 1 月 25 日まで